

念書及び個人情報の取扱いに関する同意書

令和 年 月 日の事故において (加害者) により (被害者) の被った事故について、国民健康保険法（以下、「国保法」という。）による保険給付を受けた場合、私が加害者に対して有する損害賠償請求権を国保法第64条第1項の規定により、保険給付を行った価額の限度において尾道市（保険者）（以下「保険者」という。）が損害賠償請求権を代位取得し、行使することについて同意し、かつ賠償金を受領することに異議のないことをここに書面をもって申立てます。

なお、その他の助成を受けた場合も同様とし、あわせて次の事項を遵守することを誓います。

- 1 加害者（保険会社・共済団体）と示談を行おうとする場合は、必ず前もって保険者にその内容を申し出ること。
- 2 加害者（保険会社・共済団体）に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 加害者（保険会社・共済団体）から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額（評価額）をもれなく、かつ遅滞なく保険者に届け出ること。
- 4 治療が終了した場合、速やかに保険者に連絡すること。
- 5 保険給付後に負傷原因が給付制限に該当すると判明した場合、保険給付した医療費を速やかに保険者へ返還すること。また、保険者が医療機関へ診療報酬明細書を返戻することに異議を申し立てないこと。

また、次の事項に同意します。

- 1 私が保険会社等から受けた金品の有無及びその金額、内訳等の情報について、関係損害保険会社が保険者・広島県国民健康保険団体連合会へ情報を提供し、それらを受けること。
- 2 保険者が損害賠償請求事務において必要な診療報酬明細書及び傷病届等資料の写し、並びにこの念書を関係損害保険会社へ提供すること。
- 3 保険者が保険給付または損害賠償請求事務に必要なと認める場合、警察・地方公共団体・検察・医療機関・保険会社・他保険者等の各機関に対し調査・照会を行い、回答を得ること。
- 4 保険者が前項の調査・照会によって各機関に資料の開示を求め、提供を受けること。
- 5 私が70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の支給を受けていた場合、当該軽減特例措置によって支給された一部負担金等の一部に相当する額について、国が加害者又は加害者の加入する損害保険会社等に請求を行うこと、及び国が保険者に損害賠償額の支払いの請求及び受領を委任すること。
- 6 保険給付後に負傷原因が給付制限に該当すると判明した場合、保険者が医療機関に診療報酬明細書を返戻すること。
- 7 求償事務を保険者が必要とする範囲で広島県国民健康保険団体連合会に委任すること。

令和 年 月 日

(被害者又は親権者)

住所

印

氏名

※署名または記名押

印

国及び尾道市長あて